

コラム イラン

養子縁組制度の新展開

細谷 幸子

はじめに

「イスラーム法では養子縁組を禁止している」。そう聞いたことがある人もいるかもしれない。しかしながら、本書の第1章で生殖補助医療に関連したイスラーム法の規範のひとつとして紹介したように、正確には養子を実子と偽ること、すなわち血縁を偽ることの禁止を指している。イランでは、1979年のイラン革命以前に養子縁組を規定する法が国会で可決され(1975年)、この法を根拠として一般的に養子縁組が行われてきた経緯がある。この法は、イランが革命を経てイスラーム共和国となってからも内容が残され、改正法が公布された2013年まで効力をもっていた。

ここでは、2013年に公布された養子縁組にかんする改正法、「保護者がいない、あるいは保護者に保護能力のない児童と青少年の援護にかんする法」[*qānūn-e hemāyat az kūdakān va javānān-e bī-sar-parast va bad-sar-parast*]⁽¹⁾をめぐる議論を追いながら、不妊夫婦が養親となることとの関連も含めてイランの養子縁組の現状について紹介したい。

2013年の改正法は、その名称に改正前の旧法「保護者のいない子の援護法」にはなかった「保護者に保護能力のない児童と青少年」という語が挿入されている。このことから、改正法には薬物依存等の問題をもつ親の子の養育問題への対策が盛り込まれているとみることができる (Financial Tribune 2016)。一方で、改正の背景には、不妊者の増加、不妊治療の選択肢の多様化(精子・卵子提供、胚提供、代理出産など)にともない、不妊夫

婦に養子縁組を勧めるねらいがあったとも考えられる。

2013年の改正法

2013年の改正法（37条からなる）の内容は、以下のようにまとめられる。

(1) 養親の条件

子どもがいる夫婦でも子どものいない夫婦でも、海外に居住するイラン人夫婦でも、養親になれるとしている。子どものいない夫婦は、結婚後5年以上で（不妊診断書があれば5年以内も可）、夫婦のどちらかが30歳以上であるなら、子どもを養子にできる。また、養親として選ばれる優先順位は低くなるが、独身の女性も30歳以上であれば養親になれる。この場合、養子は6～7歳までの女兒となる。

養親は「犯罪歴がなく、行為能力制限者ではなく、薬物やアルコールの依存症がなく、不治の病に冒されていない者で、イラン憲法にある宗教のひとつを信仰し、心身が健康で、経済力があり、子を養育する能力があり、行いがよい者」とされている。

(2) 養子の条件

養子になるのは、両親・父方祖父が特定できない子、あるいは両親・父方祖父・後見人が死亡した子、または両親・父方祖父・後見人に子を養育する能力がないとみなされた子である。養子の年齢は前法では12歳までだったが、改正法では「16歳以下」に引き上げられた。

(3) 養育環境

養子が養親の家にひきとられたあと、ソーシャルワーカーの「指導のもとで6カ月間の試験的な養育」期間を経て、養親として適切だと判断された場合、正式な令（許可）が出る。試験的な養育期間中に、ソーシャルワーカーが3回訪問することになっている。養親は経済的な養育義務を負う。また、イスラーム法では、養親と血縁関係にない養子は相続を受けられないとしている。これが養子縁組のもっとも大きな問題点なので、改正法では、相続ではなく贈与として、養親はその財産の3分の1までを養子に与えることができるとしている。

(4) 身分証明書の記載

1975年法では、養子は（生物学的親ではなく）養親の名前で身分証明書をつくらなければならないとされ、養子の出自は隠されていた。改正法では、両親の名前がわかっている子が養子になる場合、身分証明書に生物学的な親の名前を記載しなければならなくなった。

法改正に際して議論となった論点

法改正に際して、物議を醸したのはおもに次の3点だった。1点目は養子と養親の結婚にかんしてで、これがもっとも大きな論争となった。イスラーム法の多数派の解釈では、養親と養子は「マフラム」[*mahram*]、すなわち結婚できない近親者どうしの関係性にはならないとされる。つまり、養親と養子が異性である場合、その見解に従えば、両者は親子関係をたもったまま結婚できることになる。最高指導者ハーメネイー師は、養親と養子の結婚にたいして不快感を示しているものの、両者はマフラムの関係性にはならないと強調している (Halvayipour and Rahgosha 2015, 68)。これらを受けて改正法では、イスラーム法の解釈との整合性が重視され、「養親と養子の結婚は禁止」だが、管轄裁判所が許可した場合は結婚できると規定された。

これにたいして、国会審議の段階から、とくに子どもと女性の権利にかかわるイラン国内外の活動家たちを中心に、養子縁組が幼児婚を推奨することになる、性的虐待の温床となるとして、条文の削除を求める運動が起きた (Khabar-gozāri-ye tasnīm 2014)。しかし、結局、2013年の公布の際、この条文が入ったままの法案が承認された (第26条注)。改正法施行後、3人の養親が自分の養子と結婚したという報告もあり (Khabar ānlāyin 2014)、現在でも、この点にたいする批判が続いている。

2点目は、子の出自の開示にかんしてである。1975年の法では、養子の出自は隠すことが前提とされていた。だが、イスラーム法の一般的な解釈に照らし合わせると、養親と養子は法的な親子関係にすぎず、子の親はあくまで生物学的な親とされる。改正法では、養親の名前と家族名が記載さ

れた養子の新しい身分証明書に、元の親の名前と家族名も記載されることになった。さらに18歳になった時点で養子が望めば、元の親の名で身分証明書をつくり直すことができるとされた。これにたいして、身分証明書の記載は養子にステイグマを与える、将来養子が自分で身分証明書の記載を変更できることで養親の不安感が強まり、養育に悪影響が出るなどの批判が起きた (Farzand-khāndegi dar īrān 2013)。

3点目は、独身女性が養親になることにたいする批判である。保護者がいない(適切な人物でない)子にとっては「家族」による養育がもっとも重要なので、改正法では、受け皿拡大のために独身女性も含めることになった (Fardanews 2015)。これにたいして、独身女性はひとりで子育ての役割を果たせないとする批判がある一方で、そうした批判を男性優位主義の偏見だとする意見もあり (BBC Persian 2016)、議論はわかれている。

イランの養子縁組の現状

それでは、イランではどのような子どもたちが養子縁組を結び、養親のところで育つのだろうか。養育者がいない児童の保護を行っている国家福祉機構によると、イラン国内で現在、約2万2000人の子どもが国家福祉機構の監督下にある。そのうち、9000人の子どもが全国にある508の施設で暮らしていて、1万3000人の子どもが養親を含む「信頼できる家族」のもとで生活している。

子どもたちが生活する施設は、以前は「孤児院」[*yatim-khāne*]と呼ばれていた。しかし、現在、施設で暮らす子どもたちの8割以上は孤児(*yatim*. 父がいない子を指す)ではなく、実の親の薬物依存、育児放棄、両親の離婚などが理由で預けられた子どもたちである。近年の調査では、イランの人口の2.5%が何らかの薬物依存症で、140万人の子どもが薬物依存症の両親の影響を受けて育っていると推測されている (Farahani 2015)。

国家福祉機構のサイトによると、改正法公布後、養親になりたいと希望する者は急増している。テヘランでは2016年の1月までに1600組の夫婦が養子縁組の申請をしており、2015年3月からの9カ月間に、230人が養

子になった (Sāzmān-e behezīsti-ye keshvar 2016)。改正法では、悪質な養育環境にあって保護された子も養子縁組の対象としているので、今後、養子になる子はさらに増え、国家福祉機構の関連施設にいる子どもたちの約50%が養子縁組をする可能性もあると期待されている (Rādyo Zamāne 2014)。

改正法では、養親の条件が拡大され、独身女性や国外に居住するイラン人夫婦でも養子縁組ができることになったが、実際の手続きにおいては、不妊と診断された夫婦が優先される仕組みになっている。これは、増加しているといわれている不妊の夫婦が、養育が必要な子の家族となることが望まれていることを示している。それでは、不妊の夫婦は養子縁組について、どのように考えているのだろうか。

イラン中部の都市ヤズドで不妊治療を受けている240組の夫婦を対象に行われた調査によると (Bokaie et al. 2012)、不妊治療を受けている夫婦の82%が、養子縁組は考えてないと答えていた。その理由として (複数回答)、妊娠出産ができると期待している (78%)、養子をとることは不妊の正しい解決法ではない (65%)、心理的に養子は受け入れられない (52%)、子の親を知らないのは怖い (32%) があげられていた。治療中の夫婦は、あくまでも生殖補助医療によって、自分たちの子をもちたいと望んでいるようだ。

また、不妊治療に成功しなかった夫婦のその後を調査した研究によると (Khalili et al. 2012)、不妊治療をやめた理由として、経済的な理由、希望喪失、治療の副作用などとともに養子縁組があげられていたが、その比率は5.4%の夫婦にとどまっていた。つまり、不妊で治療を受けている夫婦、あるいは不妊治療を受けても妊娠・出産に至らなかった夫婦にとって、養子縁組はひとつの選択肢ではあるが、決して積極的に選ぶ解決方法ではないと考えていだろうか。

一方で、2014～2016年に筆者が実施したテヘランでのフィールドワーク中には、次のような意見を聞くこともあった。イランでは男性が不妊の場合、第三者からの精子提供を受けることができる。しかし、許可は出されていても、妻の卵子と第三者の精子を受精させることにたいして、これ

を姦淫とするイスラーム法学者もおり、第三者の精子の利用は忌避されている。また、父方の血統を受け継がない子を家族員として認めない文化もあり、この点でも第三者の精子の利用は好まれない。そのため、男性が不妊の場合、精子提供や胚提供を受けるくらいなら、社会のためになる養子縁組を選択しようとする夫婦もいる。

改正法とこれから

2013年の改正法は、養子縁組によって、薬物依存や育児放棄といった社会問題と不妊に悩む夫婦や独身女性の増加という現象を組み合わせて、その両方を解決しようとする都合のよい法律にみえる。しかし、それほど簡単に一石二鳥とはいかないかもしれない。

養親になることを希望する夫婦（あるいは独身女性）は増えているが、不妊の夫婦は養子縁組を望まない傾向がある。また、健康で両親のいない幼い女兒が好まれる一方で、成長した子、健康上の問題がある子、養育能力がない親をもつ子を養子にしたがる夫婦は非常に少ない。改正法の成立によって、薬物依存や育児放棄などで施設に預けられ、実の親がわかっている子の養子縁組の増加が期待されるが、実際には難しいことが予想される。イスラーム法では、相続権・扶養義務が生じるのは実の親子間のみとしている。そのため養子縁組が許可されても、後になって生物学的な親が現れ、後見の権利を主張して裁判を起こす可能性が危惧されるからである。

また、虐待や育児放棄、親の薬物問題などで施設に預けられた子たちの養育は難しく、試験的養育期間中に三度ソーシャルワーカーが訪問するだけでは、十分な指導や支援ができないだろう。さらに、養親と養子の結婚を条件付きながら可能とした改正法では、脆弱な立場にある養子を暴力や虐待から守る配慮が十分にされているとは言い難い。こうした問題への対処策も視野に入れつつ、今後の変化を見守りたい。

〔注〕

- (1) <http://www.rrk.ir> 内に掲載。2018年2月2日最終アクセス。

[参考文献]

<英語文献>

- Bokaie, Mahshid, Tahmineh Farajkhoda, Behnaz Enjezab, Pooran Heidari, and Mojgan Karimi Zarchi 2012. "Barriers of Child Adoption in Infertile Couples: Iranian's Views," *Iranian Journal of Reproductive Medicine* 10(5):429-434.
- Farahani, Mansoureh 2015. "Meth, Heroin and Broken Families," (<https://iranwire.com> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス)。
- Financial Tribune* 2016. "What Entails Child Adoption," 20 August (<https://financialtribune.com> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス)。
- Halvayipour, Mahboubeh, and Shima Rahgosha 2015. "A study on the Pros and Cons Viewpoints of Marriage with the Adopted Child in Iran," *Journal of Exploratory Studies in Law and Management* 3(1):66-71.
- Khalili, Mohammad Ali, Semra Kahraman, Mete Gurol Ugur, Azam Agha-Rahimi, and Nasim Tabibnejad 2012. "Follow Up of Infertile Patients After Failed ART Cycles: A Preliminary Report from Iran and Turkey," *European Journal of Obstetrics and Gynecology and Reproductive Biology* 161(1):38-41.

<中東諸語文献>

- BBC Persian* 2016. "sad zan, 2016: man mādam, ammā mojarrađ," [100人の女性 2016：私は母です，でも独身です] 1395 āzar 8 [2016年11月28日] (<http://bbc.com> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス)。
- Fardanews* 2015. "sharāyet-e e'tā-ye farzand be dokhtarān-e mojarrađ," [独身女性たちに子どもを授与する条件] 1394 shahrivar 1 [2015年8月23日] (<http://www.fardanews.com> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス)。
- Farzand-khādegī dar irān* 2013. "Naqd-e mojavvez-e ezdevāj-e farzand-khānde bā sar-parast," [養子と養親の結婚許可の批評] 1392 mehr 3 [2013年9月25日] (<http://iranadoption.com> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス)。
- Khabar ānlāyin* 2014. "orf-e ezdevāj bā farzand-khānde rā nemī-pazirad: se sar-parast bā farzand-khānde-ye khod ezdevāj kardand," [養子との結婚の慣習法を認めない——3人の養親が自分の養子と結婚——] 1393 farvardin 5 [2014年3月25日] (<http://www.khabaronline.ir> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス)。
- Khabar-gozāri-ye tasnim* 2014. "ezdevāj-e farzand-khānde bā sar-parast: mādde-ī-ye janjāli va mokhālefāt-hā-ye farāvān," [養子と養親の結婚：騒動の条項と多数の反対] 1393 farvardin 6 [2014年3月26日] (<https://www.tasnimnews.com> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス)。
- Rādyo Zamāne* 2014. "emkān-e paziresh-e farzand-khānde-ye dokhtar barāye zanān-e mojarrađ," [独身女性たちのために女兒の養子を承諾する可能性] 1393 mordad 4 [2014年7月26日] (<https://www.radiozamaneh.com> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス)。

Sāzmān-e behzīstī-ye keshvar 2016. “yek hezār o shish-sad zouj-e tehrānī dar noubat-e pazīresh-e farzand-khānde,” [1600組のテヘランの夫婦が養子引き受けの順番待ち] akhbār-e ostān, 1394, Dey, 26 [2016年1月16日] (<http://www.behzisti.ir> 内に掲載。2017年5月22日最終アクセス).